2004年度 法学部自己点検・評価報告書

- I 大学・学部における主要点検・評価項目
- 3 学士課程の教育内容・方法等

評価目標

- (1) 法学部の教育内容に関する評価目標は、次の通りである。
- 社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの育成を目指す。 具体的には、つぎのような人材群の育成を目指す。
- ①法的素養を身につけ、自分の意見を的確に表現できるとともに、将来についての明確な目標やビジョンをもち、その実現のために能動的に考え、行動ができる、主体性のある人材。
- ②社会における様々な出来事や法的紛争について、問題を発見し、それを分析し解決する能力を有する、創造性豊かな人材。
- ③「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった、人間性豊かな人 材。
- ④グローバルな発想と視野をもって、「平和」に寄与しうる、国際性豊かな人材。
- ⑤高度情報化社会に対応できる人材。
- (2) 法学部の教育方法に関する評価目標と具体的方法は、次の通りである。

評価目標

- ①教育効果をあげるために、学生に対する適切な履修指導を行う。
- ②学生の主体的学修を促し、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履修するために、 年間およびセメスターの履修科目制限を置くと共に、厳格な成績評価を行う。
- ③本学部の教育方法の充実を図るため、教員の教育能力の向上を図る。
- ④本学部での教育活動によりどのような教育効果が現れているか検証する。

具体的方法

- ①適切な履修指導のために、オリエンテーション、オフィスアワー、TA、SAの活用等を実施し、併せて改善を図る。
- ②厳格な成績評価のために取り決めた成績評価基準について学生に周知、徹底する。
- ③教育方法の改善のため、授業アンケートの活用、学内外でのファカルティ・ディベロップメントに関する研修に積極的に参加する。
- ④教育効果の測定のため、試験、レポートの他、弁論大会、模擬裁判を実施する。

(1) 教育課程等

(学部・学科等の教育課程)

評価目標

法学部の教育目標と教育課程との関連性、体系性を進める。

具体的方法

- ①法学部の教育目標を達するに必要かつ十分な教育科目を設置しているか否かについて 学部カリキュラム検討委員会などにおいて再検討する。
- ②法学部の教育目標をより体系的に実現するという視点からカリキュラムを再検討し、 新たなガイドライン等を設置する。

(A群1) 学部・学科等の教育課程と学部学科等の理念・目的ならびに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

1. 「現状の説明」

法学部の教育課程は、大学設置基準第19条第1項の定める「専門教育科目」及び同条第2項に定める「基礎教育科目」をもって構成されており、これらの科目の教授により、学校教育法第52条に定める、①広範な法学・政治学に関する知識の教授、②深遠な法学・政治学の教授、③知的、道徳的、応用的能力の展開という大学の目的を達するとともに社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストを養成するとの法学部の教育目標を達しようとするものである。以下、分けて説明する。

- (1) 法学部では、設置された基本六法を初めとする専門教育科目に関して深遠な知を教授するほか、「実務法学」を置くことで法適用の実態を理解させ法に関する理解を深めさせるとともに、「比較憲法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「証券取引法」、「租税法」、「宗教法」、「水法」、「環境法」、「国際取引法」、「経済法」、「EU法」、「アジア法」、「国際機構論」、「国際人権法」等の科目を置くことで広範な知を教授しており、これらの修得により、学生の知的、道徳的、応用的能力の展開を可能としている。
- (2) 法学部の教育課程では、社会の各層に要請される法的素養を身につけた法的ジェネラリストの養成のため、つぎのような点に力を入れてきた。
 - ①新しい時代が求める法学・政治学の充実

法学部では、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」、「国際人権法」、「国際機構論」、「EU法」、「アジア法」、「環境法」、「知的財産法」、「国際取引法」、「経済法」等のこれからの時代に欠かせない先端分野科目を設置するとともに、英語のみを利用して国際人権に関する科目を「演習D」として開設している。

これらの科目を学生が修得することで、時代が要請する幅広い知を獲得し応用的能力の展開を図ることで、創造性・国際性が豊かで高度情報化社会に対応できる人材を養成することをねらいとしている。

②導入教育の充実

法学部では、少人数での「法学基礎演習」を1年次における必修科目とするとと もに、「政治学基礎演習」を設け、大学での勉強の仕方、とりわけ法学・政治学学修 の基本的スキルを修得できるようにしている。 これは、主体的に考え、それをいかに表現するかという、思考力や表現力の養成を目指すものであり、広範かつ深遠な専門教育科目を修得し知的能力を展開する準備を行う「基礎教育科目」に位置づけられる。

法学部の教育目標との関連では、主体性ある人材ないし創造性豊かな人材の養成のために必要な科目である。

③理論と実務の橋渡しを行う科目の展開

法律実務の現場で活躍する法曹による「実務法学」、模擬法廷を使っての「模擬裁判」など、現実社会で生起している様々な事件や紛争に法律学の理論がどのように活用され、それを解決しているのかを学ぶ、いわば理論と実務の架け橋となるような講義を取り入れている。

これらは、法学の深い理解に資するものであり、法学部の教育目標との関係では、 内容にもよるが、すべての人材養成に係るものと考えられる。

④学生の進路に対応した多様な科目の設置

学生の進路に応じた選択科目を充実させることで、進路に対応した広い知識の修得を目指すとともに、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」といった卒業後の進路を視野に入れた「科目履修ガイドライン」を設け、進路に応じた学修の指針を示している。

法科大学院進学希望者にもそれに適したカリキュラムを用意している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

- (1)法学部の教育課程が学校教育法第52条に定められた大学の目的からみて必要な科目をもって構成されていると判断されるが、十分な科目かについては、とくに先端応用科目については検討を要する。
- (2) 法学部の理念・目的を達するために充分な関連性をもった専門教育科目及び基礎教育科目を備えているか否かについて、従来、力点を置いてきた項目について、以下のように検討する。
- ①新しい時代が求める法学・政治学の充実のため配置している科目のうち、高度情報化社会に対応できる人材を養成するため、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」を設置していることは評価されるが、「コンピュータ・リーガル・ライティング」の内容について、再検討が必要である。

「国際人権法」、「国際機構論」、「EU法」、「アジア法」等、国際化に応じた科目を広く展開していることは、評価できる。

英語のみを利用して国際人権に関する科目を教授する「演習D」は、開設したばかりであり、評価を控えたい。

「環境法」、「知的財産法」、「国際取引法」、「経済法」を開設していることは、評価できる。

- ②導入教育の充実のため設置している「法学基礎演習」につき、2003 年度から 20 名程度の学生をもってクラス編成することを可能とし、さらにクラスごとに1名のSA(スチューデント・アドバイザー)を配置したことは、学生に対して、より綿密な指導を可能とするものであり、評価できる。
- ③理論と実務の橋渡しを行う科目として「実務法学」を設置し、また、模擬法廷を使っての「模擬裁判」を実施していることは他大学でもあまりみられない試みであり、評価できる。

さらに法曹として問題になる法律問題だけでなく、パラリーガルや企業法務等における法実務を知りうる科目の設置が望まれる。

④学生の進路に対応した多様な科目の設置という点では、多様化する学生の進路に応じ きれていないとみられる。

設置科目及び「科目履修ガイドライン」につき再検討を行う必要がある。

(3) 法学部の理念・目的との関連では、ほかに、「生命」、「人権」、「平和」に関する科目が十分に設置されていない点が問題である。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

①「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」の内容について、さらに充実する方向で、再検討を行う。

また、英語のみを利用して国際人権に関する科目を教授する「演習D」の実績に基づき、検討を行う。

本学部で開講していない先端科目や特殊科目を履修できるようにするために、国内 外の大学と提携ないし連携し、単位の互換なども積極的にできるようにする(すでに 大学としては、一部海外留学校で修得した単位の振り替え認定を行っている)。

- ②「法学基礎演習」につき、引き続き、検討を行う。
- ③パラリーガルや企業法務等における法実務を知りうる科目の設置を検討する。
- ④多様化する学生の進路に応じた設置科目及び「科目履修ガイドライン」につき、再検 討を行う。
- ⑤「生命」、「人権」、「平和」に関する科目をあらたに設置することの検討を行う。

(A群2) 学部学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としての カリキュラムの体系性

1. 「現状の説明」

- (1) 大項目における評価目標で示したように、法学部では、次のような人材群の養成を教育目標としている。すなわち、
 - ①法的素養を身につけ、自分の意見を的確に表現できるとともに、将来についての明確な目標やビジョンをもち、その実現のために能動的に考え、行動ができる主体性

ある人材。

- ②社会における様々な出来事や法的紛争について、問題を発見し、それを分析し解決する能力を有する、創造性豊かな人材。
- ③「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった、人間性豊かな 人材。
- ④グローバルな発想と視野をもって、「平和」に寄与しうる、国際性豊かな人材。
- ⑤高度情報化社会に対応できる人材。

が、それである。

- (2) 法学部では、これらの人材群の養成のため、カリキュラムを次のように体系化している。
 - ①法的素養及び法的問題解決能力を確実に修得させるため、1年次に「法学概論」及び「法学基礎演習」という導入科目を必修科目とし、また1年次の「憲法総論・統治機構論」、「民法総則」、「刑法総論」、3年次の「演習 I・II」を必修科目としている。

このうち演習科目においては、レジメ及びレポート作成やプレゼンテーションを 指導するなかで表現力の向上にも努めている。

さらに「コンピュータ・リーガルライティング」を1年次に配して、情報化社会に おける問題発見解決能力の醸成と情報機器を利用した表現能力の向上を目指してい る。

②社会における様々な出来事や法的紛争についての知的関心を高め、創造性ある人材を養成するため、1年次の「法学基礎演習」において、社会問題につき調査し、発表することを求め、また、法曹三者による「実務法学」という基礎教育科目を1年次に設置し、現実の紛争を学ぶ機会を設けている。

さらに、幅広い知識を修得しやすくするため、法学部では必修科目を、基本的な 法的素養の養成に不可欠な科目に絞り、広く選択することを可能としている。

さらに共通科目及び他学部の専門科目を最大 58 単位まで卒業単位(124 単位)に 含めることにしている。

③法的素養に裏付けられた、他者への思いやりをもった、人間性豊かな人材養成のため、1年次の「法学基礎演習」及び3年次の「演習 I・Ⅱ」を必修化している。

さらに4年次の「演習Ⅲ・Ⅳ」のほか3、4年次の「演習A~D」という少人数の演習科目を広く設置し、人格の陶冶を図っている。

また、優れた人権感覚を醸成するため、「憲法人権論」のほか、先端科目である「国際人権法」を設置するとともに、国際人権問題に関して英語のみを利用して行う講座を「演習D」として設置している。

また、上記「実務法学」を1年次に設置していることで、法律実務における活きた 人権問題を学ぶ機会を設けているほか、法学部専任教員が中心として共通科目とし て実施している「平和と人権」、「法女性学」などの人権に関する科目の履修を促して いる。

- ④グローバルな発想と視野をもって、「平和」に寄与しうる、国際性豊かな人材の養成のため、「国際機構論」、「国際法総論」、「国際法各論」、「国際人権法」のほか、先端科目である「EU法」、「アジア法」を設置するとともに、上述のように、2003年度より、国際人権問題に関して英語のみを利用して行う講座を「演習D」として設置した。
- ⑤高度情報化社会に対応できる人材養成に関連し、1年次に「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」を設置し、パソコンの基本的な技能を修得させている。

他方、1年次に「コンピュータ・リーガル・ライティング」を、2年次には「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」を設置し、パソコンを用いた法律政治情報の入手分析能力の向上と表現能力の開発を可能としている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

- ①法的素養を確実に修得させるための体系化につき不十分である。必修としている実定 法科目につき、再検討の余地がある。法的素養の修得を確認するための措置につき検 討する必要がある。
- ②法学部専門科目につき選択科目を広く認め、また他学部聴講科目を広く卒業単位に含めることは、幅広い知識を修得しやすくするという点では評価できるが、系統だった学修ということでは弱点となっている。
- ③「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった、人間性豊かな人 材養成につき、学生の人格の陶冶の点では演習科目を比較的広く展開していることは 評価できる。
- ④グローバルな発想と視野をもって、「平和」に寄与しうる、国際性豊かな人材の養成ということでは、国際法及び外国法関連科目は十分に体系だって設置されており評価できる。
- ⑤高度情報化社会に対応できる人材養成に関連しては、とくに1年次に「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」を設置し、これに続いて「コンピュータ・リーガル・ライティング」を、2年次には「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」を設置していることは体系的な学修を可能とするもので評価できる。しかし、高校までにおける「情報」の授業の本格実施もあり、年々、新入生の情報リテラシーが向上してきていることから、講座内容の再検討が必要である。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

①法的素養を確実に修得させるため、この点における体系的な科目の配置を検討する。 実定法科目における基本科目の配置及び必修選択の別等を検討する。

法的素養の修得を確認するための措置につき検討する。

法的問題解決能力の確実な修得という点における再検討を行い、表現能力の向上という点については、学生が表現する機会を設ける授業形態の研究をすすめる。

②社会における様々な出来事や法的紛争についての知的関心を高め創造性ある人材の養成という点で、カリキュラムをより体系化するために、2年次以降についての科目の 再検討を行う必要がある。

履修科目の選択の自由を確保しつつ、より確実に幅広い知識を体系的に修得する工 夫を検討する。

- ③「生命」や「人権」の大切さを理解し、他者への思いやりをもった、人間性豊かな人 材養成につき、優れた人権感覚の醸成という点で科目をより体系化して配置すること についての検討を行う。
- ④グローバルな発想と視野をもって、「平和」に寄与しうる、国際性豊かな人材の養成ということでは、より体系的に「平和」を学ぶことができるように科目を配置するための検討を行う。
- ⑤高度情報化社会に対応できる人材養成に関連して、「法学部生のためのコンピュータ・ リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティ カル・アナリシス」等、コンピュータ関連科目についての再検討を行う。

(A群3) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

1. 「現状の説明」

1年次に「法学基礎演習」という基礎教育科目を設置しSA(スチューデント・アシスタント)の配置とともにきめ細かい導入教育を行っている。

そこでは、法学の目的、学修方法、資料の調査方法、六法全書や判例集の活用といった基礎的知識と方法を教授している。

また「法学概論」、「実務法学」、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」が基礎教育科目である。

これらの科目は、高大接続教育を行うとともに、大学、特に法学部での学修を円滑に 進めていけるための基礎を修得することを目的としている。

同時に、「法学基礎演習」は、「他者への思いやりをもった、人間性豊かな人材」の養成という法学部の教育目標の一つを果たすことをも目的とし、それは人としての倫理性を培う機会を提供するものである。倫理性を培うという点では、3年次の「演習 $I \cdot II$ 」、4年次の「演習 $II \cdot IV$ 」という少人数の演習科目がその養成の場になる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

とくに「法学基礎演習」では、2003年度より、担当教員を12人から18人に増やし、約20名でクラスが編成できるようにしたことは評価できる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

「法学基礎演習」では、2005年度より「法学基礎演習」の担当教員が、学生のアカデミック・アドバイザーとしての任務を果たすべきものとなった。

より密接に学生の指導を行うことにより、基礎教育及び倫理教育を可能にするものと

期待される。

(B群1)「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・ 学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

1. 「現状の説明」

法学部に設置する専門教育的授業科目は、基本六法科目、理論法学の各科目、外国法科目、先端応用科目、外書研究等により構成されるが、これらは法学部の理念・目的及び学校教育法第52条の定める大学の目的を実現するために必要不可欠な科目によって構成されている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部に設置する専門教育的授業科目が、法学部の理念・目的、法学の体系性及び学校教育法第52条と十分に適合性を有しており、この点については問題ない。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

法学部に設置する専門教育的授業科目が、法学部の理念・目的とより十分に適合するように常に検討をしていきたい。

(B群2) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

1. 「現状の説明」

法学部では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための選択肢を広げる方策の一つとして、2003年度より、法学部の専門科目履修単位について、専門科目の必修単位を20単位、選択科目を46単位(2002年度までは56単位)に設定して、学生が個別の興味や関心に費やすことができる時間的配慮を行っている。

また、同時期に、法学部の専任教員が担当する共通科目の授業科目について抜本的な検討を行った。この検討の結果、法学部専任教員が担当する法学系の共通科目や専門科目における概論科目を設置することにより、リーガルマインドの育成を主眼としつつ、法学の修得に必要な専門的知識及び技術を教授し得る体制を整えている。

さらに、法学に関する先端科目を設置するとともに、環境(従来からの「水法」に加えて、2005年度より「環境法」を再開)や福祉(現在は「特殊講義」において「障害者法」)に関する科目も順次開設し、自然と共生し、様々な個性を認め合う社会の構築に配慮できる人間という視点を重視している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部の専門科目の単位数を引き下げたことは、適切であったと考えている。

この措置により、学生が、法学部の専門科目の枠を超えて、社会科学諸分野の学修を 積極的に行える環境が整いつつある。

また、法学系の共通科目としては、「法学入門」、「日本国憲法」を設置し、専門科目と

しては、「法学基礎演習」、「法学概論」、「実務法学」をはじめとして、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」等を設置している。

特に、コンピュータを用いた法学に関する上記いずれかの先端科目については、学生のほぼ全員が履修しており、また、法学部1年次に「法学基礎演習」を専門必修科目としたことにより、現状において、法学に関する教養及び技術習得のための導入教育が成功していると考えている。

もっとも、2004年度現在では、未だ現代社会のあらゆるニーズに応え得る科目が完備 されているわけではない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

専門科目の履修単位数を引き下げたことは、現状では、幅広く深い教養及び総合的な 判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために適切なものと考えている。

したがって今後は、その効果を正確に測定する努力をする必要があると思われる。

また、専門科目においても、現在社会のニーズに即応した科目の開設を目指し、法学に関する先端科目をさらに充実させ、かつ人間性豊かな法学教育を実現するべく、従来の開講科目を適宜見直すとともに、新たな科目設置のための検討や教員間の意見交換を行っていく。

(B群3) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際 化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

1. 「現状の説明」

創価大学の建学の精神に基づいた法学部の理念・目的から派生する具体的目標の一つに、「国際化に対応できる能力の向上」がある。この目標を実現するために、法学部でも外書研究を重視しており、専門科目として、「法律外書研究(英語) $I \sim IV$ 」、「政治外書研究(英語) $I \sim IV$ 」、「外書研究(ドイツ語) $I \sim IV$ 」、「外書研究(フランス語) $I \sim IV$ 」を設置している。

また、法律関連のデータ・ベースである LEXIS-NEXIS を導入しており、上記各種「外書研究」だけでなく、「演習」、「コモン・ロー」、「EU法」などの授業で活用している。この他にも、例えば「アジア法」、「演習D『21世紀における国際人権法と国連』」などの科目を開設しており、国際化の進展に対応する措置が講じられている。

さらに共通科目として設置されている言語系科目の履修は、外国語能力の育成に大きな効果が期待できるため、その履修を学生に奨励している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

「外書研究」では、原則として学生が原書を正確に訳出する能力を身につけられるよう努力しており、このため、比較的少人数の授業形態で、かつゼミ形式で授業を進めるなどの工夫により、きめ細やかな指導が行われている。

また、例えば「アジア法」では、学生たちにアジア諸国における法学諸分野の最新の 状況を理解させると同時に、日本の現状との比較を容易に行えるようにするために、各 分野の教員によるオムニバス方式の講義を行い、深い分析と検討が行えるように工夫し ている。

さらに、例えば「演習D『21世紀における国際人権法と国連』」では、アメリカ人講師と日本人教員とのジョイント方式による英語での授業が行われており、今後の国際化の進展に伴い必要とされる能力である、ディベート、プレゼンテーション、外国語による論文作成能力の向上に役立っている。

なお、LEXIS-NEXIS については、学生が図書館に利用のための申請書を提出して、IDを取得することにより、常時これを使用することが可能な環境が整えられている。もっとも、2004年度現在では、LEXIS-NEXIS を活用する学生数は未だ多いということはできず、今後その利便性・有効性について啓発してゆくことが必要である。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

今後の国際社会におけるアジアや中東の重要性、また海外での活動に対する学生たちの幅広いニーズに応えるためには、可能な限り多くの言語での外書研究、さらに、外国 法の講座のさらなる充実が必要になると思われる。

(B群4) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般 教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

1. 「現状の説明」

卒業に必要な単位数は、124単位である。

その内訳は、共通科目 28 単位、専門科目 66 単位、自由選択科目(各科目群の卒業必要単位を超えて修得でき、卒業必要単位として認定される科目)30 単位である。

共通科目は、28単位のうち、選択必修科目が16単位(言語系科目8単位、<u>共通基礎科目「大学科目」「芸術・文学」「健康・体育」「共通演習基礎」の分野から4単位</u>)選択科目が12単位(<u>共通総合「人間・歴史・思想」「文化・社会・生活」「環境・生命・自</u>然」の分野から4単位)である。

専門科目は、66 単位のうち、必修科目が20 単位(「法学概論」2 単位、「法学基礎演習」2 単位、「憲法総論・統治機構論」4 単位、「民法総則」4 単位、「刑法総論」4 単位、「演習 I」2 単位、「演習 I」2 単位)、選択科目が46 単位である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

共通科目は、2002 年度までは言語系科目だけを選択必修としていたが、2003 年度以降、上記のように、多様な分野からの科目を選択必修科目に付け加えた。

今日までの実施状況を観察したところでは、この変更により、学生が一層幅広い視野 や判断力を身につけ、さらに、人間性豊かな総合的な教養を得ることの一助になってい ると思われる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

学部での高等教育の主眼が教養教育及び専門基礎教育を行うことであることを改めて 意識し、学生の多様なニーズに適切に対応し得るカリキュラムの配分を今後とも検討す る必要があると思われる。

また、高度専門教育を実施する法学研究科及び法科大学院と適切に連携する必要があると思われる。

(B群5) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

1. 「現状の説明」

基礎教育と教養教育の実施・運営に関しては、全学の共通科目運営センターで組織的・ 統一的に行われている。この委員会には、法学部からも3名の委員が出席しており、法 学部教育検討委員会との緊密な連携が取れるようになっている。

そして、共通科目の科目群のうち、法学部の学生にとって、どの科目を選択必修、どの科目を選択にするかというような履修上の配慮に関する事柄は、法学部教育検討委員会で適宜検討されている。

また、専門基礎科目である「法学基礎演習」、「政治学基礎演習」については、それぞれ担当者会を定期的に数回開催し、教育方針、授業内容、教材選定、効果的な指導例等について意見交換している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

共通科目についての履修上の配慮は、現在のところ、法学部の学生としての能力の向上に役立っていると思われる。

しかし、学生のニーズは多種多様であり、今後とも綿密な検討が必要である。

また、専門基礎科目の担当者会を開催していることで、到達目標の設置、成績評価の公平性等が実現できている。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

全学の共通科目として時代の要請に適応するような科目を提供すべく、検討を重ねる という視点からは、全学の共通科目運営センターと法学部教育検討委員会の今後一層の 連携が必要であると思われる。

また、とくに法学部として、どのような科目を共通科目として提供すべきであるかという視点から、創価大学の学生全体のための法学関連の基礎科目だけでなく、法学部生に比重を置いた基礎科目について提言し得るよう、法学部教育検討委員会の体制を整えることが必要であると思われる。

専門基礎科目の担当者会については、法学基礎教育のさらなる充実を図るため、定例 の担当者会での審議事項をさらに精緻化させていくことが必要である。

もっとも、同時に、その打ち合わせ事項の内容に過度の強制力を働かせれば、学生の自由な問題設定や議論にブレーキをかける等、かえってゼミ形式の授業の長所を阻害す

ることも懸念されることから、打ち合わせ事項と実際の授業の進行の関係について、柔軟な対応を検討することも必要であると思われる。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

評価目標

学生が高校での教育から大学での高等教育に円滑に移行できるように、教育上の配慮と 工夫を行う。

具体的方法

①入学準備プログラムの充実

現在、公募推薦入試、創価学園推薦入試等について、合格者に入学準備プログラムを課し、課題図書に対するレポート等を提出させているが、今後さらに充実をはかっていく。

②一貫教育制度の活用

現在、創価高校および関西創価高校から創価大学への進学が決まった生徒を創価大学に招き、学長、学部長等との懇談の機会をもち、本学で学ぶに当たっての意識の向上をはかるとともに、両校に創価大学の教員が出張して授業を行う「連続基礎講座」も実施されている。また、関西創価高校生が創価大学へ来て学ぶ授業も実施の予定である。これらについて今後さらに充実をはかっていく。

③導入教育の充実

「法学基礎演習」、「法学概論」、「実務法学」、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、および新入生研修会の充実をはかる。

(A群4) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

1. 「現状の説明」

大学と高校との接続は、大学における専門教育と教養教育との双方について問題になる。

教養教育の接合では、高校までの普通教育、すなわち、人間形成のためのジェネラル・エデュケーションを大学の教養教育(ジェネラル・エデュケーションを意味する)とどのようにうまく接合し、人間形成教育を継続発展していくかということが問題となる。

他方、専門教育における接合では、高校までの教育を基礎として、専門教育をどのように効果的に積み上げるかということが問題となる。法学専門教育の前提として必要な能力・資質は広範であり、個々にあげることはできないが、なかでも自立的学修能力、 論理的思考力、人間や社会への関心の強さ等が特に必要といえるであろう。

ところが、高校生は大学入試科目以外の科目の学修はあまり行わないので知識が偏っていると一般にはいわれている。これは、本学法学部学生にも妥当する。理数系統の科

目を嫌う法学部新入生も多くみられる。また社会的関心が必ずしも高くない学生もいる。 そこで、法学専門教育を行うにあたり、法学の学修を進める上で必要な法学以外の分野の知見、学修の自立性、論理的思考力、社会問題への関心を喚起することの重要性を 指摘する教育上の配慮をカリキュラム上行うことが必要となる。

法学部では、このようなカリキュラム上の配慮を次の科目で行っている。

(1)「法学基礎演習」

法学部において高・大接続の機能を担っている授業の中心は、1年前期に設置している「法学基礎演習」である。

この演習は、2 単位必修科目であり 1 年次生約 350 名全員を 20 名前後の 18 クラスに分けて行われる。

この演習では、①法学部専用のパソコン教室におけるパソコン実習、図書館見学、授業の受け方、論文・レポートの書き方等、大学で学修を進めるにあたっての一般的スキルを学修し、②判例を始めとする法律資料の調べ方や法的な思考の基礎を学修する等の法学の初歩を学修し、また、③社会問題をテーマとする個人報告またはグループ報告を行う。

高・大接続という点で本科目をみると、特に学修の自立性を目指すものであり、特に②では論理的思考の重要性を学び、③では、学生は、主体的に、テーマ設定、資料収集・読解、プレゼンテーションを行うことが求められ、これにより学生の問題探索解決能力が向上し、社会紛争への関心が喚起される。

(2)「法学概論」、とくに「模擬裁判」

「法学概論」についても、1年前期配当の2単位必修科目であり、1年次学生約350名全員が履修することになる。学生は約180名の2クラスに分かれる。

この授業では法学全般についての入門・概説的知識の学修と模擬裁判を通じて、高・ 大接続の機能を果たしている。

この模擬裁判は、模擬法廷教室を用い、2クラスの各クラス、学生代表6名ずつが 裁判官、検事、弁護士の各役割を担当し模擬法廷に立ち、他の学生は裁判員として傍 聴するという形でシミュレーションを行うものである。

学生は6週間前から予習を開始し、代表の学生は4週間前に記録を受け取り、検討し、指導弁護士の事務所訪問、打ち合わせ、被告人との接見、証人テスト等を行う。

学生、特に法廷に立つ学生は、模擬裁判を通して法的思考の実際を体験でき、また 教材も現実の記録を編集したものを用いるので、学生は、人間、社会の実像をよりよ く知る機会を得ることができる。

(3)「実務法学」

「実務法学」は、1年前期配当の2単位選択科目であり、弁護士を中心とする実務 家講師によるオムニバス授業である。毎回異なる講師が実務経験を語ることにより、 社会において実際に働く法の実態、人間や社会の現実を学ぶことができる。 **2004** 年度の履修者は **300** 名を超え、1 年生の大半が履修することとなった。

(4) 「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」

情報教育の充実は学生の要望するところであり、また、この要望に応えることは学生の学修をスムーズにするとともに、学習意欲を維持発展させ、もって学修の自立性を確保するために必要である。

このような要望に応えるため、法学部では「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」を設置している。

この科目は、1年前期および後期の配当科目であり、45名クラスが前期4クラス、 後期3クラス、計7クラスで合計315名が履修可能となっている。

この授業ではパソコン教室において行われ、パソコンの基本的な技能を身につける。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

(1)「法学基礎演習」

「法学基礎演習」については、スムーズな専門教育への移行効果という点でおおむ ね良好な成果をあげている。

とくに、学生が自ら研究を進め発表する研究発表がことのほか好評であり、参加型 授業の満足感が高いことが分る。

問題点として、複数の教員が担当している点で、授業内容、教材等につきクラスご との差異が生じ、学生に不平等感を感じさせることもあった。

また、これまでは1クラス30名の体制であったが、十分に学生との意思疎通を図るためには、若干、過重な学生数であったことから、2003年度から1クラス20名、18クラス体制へと変更し充実をはかった。

(2)「法学概論」、とくに「模擬裁判」

「法学概論」の授業では、法学を初めて学ぶ1年生であることに配慮し、社会で起きた最近の大きな事件や話題を取り上げ、それを法律の視点から分かりやすく解き明かすように工夫している。

このことにより、高校までに培った知識を活かして諸問題について考えながら、法 学に対する興味を深めていけるようになっている。

「模擬裁判」は、学生に刑事裁判に関心をもたせ、また刑事訴訟の流れを理解させるとともに、事件の検討を進める中で人間や社会の実像を把握させるために、極めて有効といえる。

だが、法廷に立つ代表学生と裁判員としてのみ関与する学生とで、学修上の効果に格差があるとみられることが問題である。

(3)「実務法学」

「実務法学」は、学生の法律実務への関心を広げ、深める点で極めて有効である。 多様な講師の話が聞ける点は学生の関心を広げることでは長所となるが、学生がもっと関心を深めたいと感じる場合には短所ともなる。

(4)「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」

「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」は、現在、前期、後期を通じて 315 名が履修可能となっているので、履修希望者はほぼ全員が履修できているといってよい。

ただし、学生の意識としては前期に履修を希望しているようで、その結果、前期は どのクラスも定員オーバーとなり、履修できなかった学生が後期に回るという状況に なっている。

科目の性格から前期に履修できることが望ましいと考えられ、今後の検討の余地が ある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現在、学生のカリキュラム上の要求は、情報教育の充実、実用英語、資格関連科目、 選択の余地の拡大などにあるといわれる。2002年度からの新指導要領は選択の幅をさら に広げるものであり、入試科目以外の科目を勉強しない余地が生じるとともに、多様な 知的背景を有する学生が入学してくる可能性がさらに拡大するともみられる。

そうなると、ますます学生の要求は多様になってくると予想される。

カリキュラム全体を、年々、学生、社会の多様な要求に従うように検討する必要がある。

だが、上記各授業科目は、新たに開講してまだ数年であり、短期的にはこれらの授業 の充実という形で改善・改革を進めていきたい。

(1)「法学基礎演習」

定期的な担当者会の開催や担当教員の増員による 20 名体制の実現によって、現状ではおおむね良好に運営されているように思われる。

今後、状況の変化に柔軟に対応しながら充実を図っていきたい。

(2)「法学概論」、とくに「模擬裁判」

「模擬裁判」について、法廷に立つ代表学生と裁判員としてのみ関与する学生とで学修上の効果に格差がある点については、効果的な解消策を現在検討している段階である。

(3)「実務法学」

現状、法曹3者については、実務家講師による啓発的な授業ができているように思われる。

今後は法曹にとどまらず、その他法律を使ったさまざまな職業に関する実務についても学べるような工夫ができれば、より望ましいと思われる。

(4)「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」

コンピュータ・リテラシー一般については、学生一般に必要な能力であり、1年次前期の初期段階に集中して行うべきとも考えられ、この点、大学全体の問題として、専門委員会で検討中である。

また、中等教育における情報に関する授業の進展により、新入生の情報リテラシー 一般は向上してくるとみられる。

具体的には、2006年度入学生から新教育課程で「情報」の科目を履修してくることになる。

このことに伴い、従来の「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」の授業内容は基本的な内容を多く含んでいるため、2006年度には授業内容自体を全面的に見直す必要があると考えられる。

ただし、高校の「情報」の科目は3つのレベル内容があり、学校の判断でどれを実施するかを決めてよいことになっているので、入学してくる学生間で、身につけた知識や技能にばらつきがあることが予想される。そのことも考慮して、今後の対応をはかる必要がある。

さらに、法学に特化したコンピュータ・リテラシー教育、また、より充実したコンピュータ利用のリーガルリサーチ&ライティング教育の要請に対してどう取り組むかも今後の課題である。数年後を目指してこれらの教育内容の検討を開始しているところである。

(カリキュラムと国家試験)

評価目標

本学ではすでに多数の国家試験合格者を輩出しているが、今後さらに法学部におけるカリキュラムが国家試験の合格率の向上と法科大学院への進学につながるように努力する。

具体的方法

①将来の進路とカリキュラムの連動現在、設けられている科目履修ガイドラインを再検討する。

②学部奨励制度の充実

現在、学部として設けている「法学部学業奨励賞」制度の推薦条件のひとつに特定の 国家試験の合格が含まれているが、この奨励制度をさらに周知徹底して意識向上をは かるとともに、推薦条件に該当する国家試験の種類についても随時見直すようにする。

(C群4) 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における受験率・合格者数・合格率

1.「現状の説明」

法学部では、法律関係職、行政関係職、企業関係職、政治・国際関係職といった卒業後の進路を視野に入れた科目履修ガイドラインを設けている。国家試験との関係では、法律関係職が、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、弁理士試験等に関係し、行政関係職が、国家公務員採用 I 種・II 種試験、および外務省専門職員採用試験等の公務員採用試験に関係する。

しかし、この科目履修ガイドライン制度は、学生が進路と関係のある専門科目を履修 しようとする際に、その系統的な履修を可能にする効果を目的とするに止まっており、 「国家試験につながりのあるカリキュラム」ということが国家試験の合格を目的とする カリキュラムということであれば、法学部はこのようなカリキュラムをもっているとは いえない。

なお、試験対策は、国家試験研究室、行政教育センター、およびキャリアセンターが担っている。国家試験研究室では、司法試験、税理士試験、国家公務員採用 I 種試験、外務省専門職採用試験を、行政教育センターでは、国家公務員採用 II 種試験、地方公務員採用試験、その他の公務員採用試験一般を、キャリアセンターでは、弁理士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等を対象としている(それぞれの試験の合格率等についてはこれらの部局の資料を参照)。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

現在、法学部では国家試験対策としてのカリキュラムを編成していないが、第1に、 この点が問題となりうる。しかし、カリキュラムにおいて国家試験対策講座のようなカ リキュラムを編成すべきかという点については、否定的に考える。

なぜなら、大学教育は高度な試験技術を必要とする国家試験の対策機関であるべきではないからである。むしろ、試験対策自体は課外授業で行い、法学部の授業では試験対策上の技術や論点主義的な知識ではなく、これらの受験対策による弊害を是正し、よりよい法律職業人として必要な能力資質を開発向上することを目標とすべきと考える。

すなわち、法学部の授業では、自発的に思考する能力、論理的思考力、幅広い教養を前提とした洞察力、より深遠な理由づけの理解、体系的知識の獲得、先端応用的知識の獲得など、法律職業人としての実質的な諸力を向上させる教育を行うべきであるし、これは伝統的な法学教育の内容でもある。以上から、現行の体制は基本的に妥当である。

しかしながら、国家試験の受験を志望する学生にとって、受験科目に関する知識が大学の授業において得られるならば、授業に学習意欲をもって参加するであろうし、学習意欲のある学生が多ければ多いほど、授業が充実することも確かなことである。

したがって、上記の法学部教育における基本的な考え方と矛盾しない形で、学生ニーズの大きな国家試験と法学部教育との関連性を深めることについて検討していく必要はある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

科目履修ガイドラインの充実をさらに図ることが検討されるべきである。

(履修科目の区分)

評価目標

カリキュラム編成において時代のニーズに配慮しながら、必修科目と選択科目の適切

な配分に努める。

具体的方法

カリキュラム検討委員会において、必修科目と選択科目の配分、学年配当、および前期・後期のセメスター配当について再検討する。

(B群7) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

1. 「現状の説明」

法学部において卒業までに必要な単位数は 124 単位である。その内訳は、共通科目 28 単位、専門科目 66 単位、自由選択科目(各科目群の卒業必要単位を超えて修得でき、 卒業必要単位として認定される科目)30 単位である。

共通科目は、28 単位のうち選択必修科目が 16 単位、選択科目が 12 単位である。 専門科目は、66 単位のうち必修科目が 7 科目(「法学基礎演習」、「法学概論」、「憲 法総論・統治機構論」、「民法総則」、「刑法総論」、「演習 I 」、「演習 II 」)20 単位、 選択科目が 46 単位である。

卒業までに必要な単位数 124 単位のうち、選択必修および必修科目は 36 単位であり、 必修率は 29%となっている。 専門科目に限定すれば、必要単位数は 66 単位、必修科目 20 単位であり、必修率は 30%である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

選択科目の拡大は学生の多様な知的関心を充足させる上では有効であるが、一部の学生において法学部生として有すべき法律的基礎力を学修し損なうおそれを含んでいる。 現行の 2003 年度カリキュラムは、これらの点を考慮し、必修科目と選択科目の適切なバランスのうえに必要単位数を配分したものである。現状においては、おおむね妥当であると思われる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

必修科目と選択科目の配分の適切性については、今後さらに検討を続けていきたい。

(授業形態と単位の関係)

評価目標

各教員が、履修単位に応じた必要自習時間の確保を担保するような講義のあり方を考え、 実践する。

具体的方法

教育・学習活動支援センターが主催する研修会等を積極的に利用することによって、学生が約 120 時間(4 単位科目)の自習時間を確保できるような方策(レポート、グループ発表等)を検討する。

(A群5) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の

単位計算方法の妥当性

1. 「現状の説明」

法学部では、単位計算方法の基準として、大学設置基準 21 条 1 項および同条 2 項に基づき、1 週 2 時間で 15 週の授業をもって 2 単位を付与し、また 1 週間 4 時間で 15 週の授業をもって 4 単位を付与することとしている。

法学部専門科目は、その特徴・内容上、講義科目と演習科目に分かれ、実習、実験科目は存在しない。

また、履修形態としては必修および選択の科目に分かれるのみで、セメスター制を導入しているため、すべて半期科目となっている。隔週講義、集中講義等の特別の履修形態をとった授業は存在しない。

法学部専門科目で、演習科目は、「法学基礎演習」、「演習 I ~IV」、「演習 A~D」、「憲 法演習 I、Ⅱ」、「民事法演習 I、Ⅱ」、「刑事法演習 I、Ⅱ」であり、すべて 2 単位であ る。

講義科目のうち、2単位科目は、「実務法学」、「特殊講義」、「国際機構論」、「アジア法」、「水法」、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」、「法律外書研究(英語) $I \sim IV$ 」、「外書研究(ドイツ語) $I \sim IV$ 」、「外書研究(フランス語) $I \sim IV$ 」であり、その他はすべて4単位である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

講義および演習科目の単位計算方法自体については、それほど特徴があるわけではなく、また、おおむね適切であり、妥当であると考える。

他方、問題は各科目の実質であり、1単位修得のために必要な 30 時間の自習を学生に要求し、また学生がそれを実践するような授業内容になっているかどうかである。この点、演習科目の場合、すべての科目にいえるわけではないが、多くの授業において履修単位に応じた必要自習時間の確保を前提とした授業が行われている。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

学生の自学自習を求める内容の授業を促進することについては、シラバスの公開、試験方法、成績評価基準の見直し等によって各教員が独自で努力している現状にある。各教員の自助努力には限界があるため、教育・学習活動支援センター等の協力のもと、学部として自習時間を担保できる授業内容・教授方法に関するガイドラインを設ける等の施策が必要であろう。

(単位互換、単位認定等)

評価目標

単位互換に適する相手方の大学を選定し、当制度の導入の可否を考える。さらに、他大学等で修得した単位を卒業所要単位として積極的に認定していく。

具体的方法

比較的連携がとりやすい大学を選定し、互いの大学間で提供してほしい科目、提供可能 な科目を検討し、単位互換制度の基盤となるニーズ等の情報を収集し、単位互換制度の 実施の可能性を探る。

(B群8) 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互 換方法の適切性

1. 「現状の説明」

現在、国内の大学との単位互換は行われていない。国外の大学とは、本学は、現在、41 カ国・地域、90 大学と交流協定を締結しているが、そのうち 33 カ国・地域、61 大学との間で「交換・推薦留学」を実施している。「交換留学」は、学内選考された学生を交流協定校との間で相互に交換し留学させる制度であり、留学期間中は在学扱いとなる。

「推薦留学」の場合は、在学留学または休学留学を選択することができる。在学して留学する場合(交換留学および在学扱いの推薦留学)には、一定の条件のもとに留学先で修得した単位のうち60単位までを卒業単位として認定することができる。

また、アメリカ創価大学での約3カ月の短期留学コースによって、「研修外国事情」8 単位、「研修英会話」8単位および「体育実技」1単位の計17単位が認定されるほか、 カールトン大学、フィリピン大学およびアメリカ創価大学で行われる約3週間の英語研 修によって「研修英会話」2単位が認められている(カールトン大学は「研修外国事情」 4単位も合わせて認定される)。

専門科目の単位互換については、学生の申請により、教授会の審議を経て相当と判断 された場合には単位互換がなされるようになっている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

前述したように、短期留学および語学研修への参加によって、語学の科目の単位が認 定される制度が存在するため、短期留学・語学研修を利用するメリットは大きいといえ よう。

一方、専門科目については、留学先で修得した単位で、科目名として正確に一致する 科目が本学部に設置されていなくても、学生の申請により提出される留学先での授業の 内容のレポート、成績証明等を参考にして、実質的に本学部の設置する科目の授業内容 に対応すると判断される場合には、単位互換を認めている。

このような授業内容について実質的な審査をすることにより、柔軟かつ適正な単位互 換をしていく姿勢は評価に値すると思われる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

単位互換の制度を利用する学生の側にたつならば、交換・推薦留学先でどの科目を履修すれば、本学部のどの専門科目に単位互換が認められるかを予め知ることができるほうが望ましいであろう。

しかしながら、交換・推薦留学の制度を利用して留学する学生の人数は学部としては 多くはなく、そのうえ、それらの学生が留学先で専門科目を履修する場合はごく一部で あろうから、単位互換制度を、留学先の科目とそれに対応する本学部の科目を定型化し て制度化する必要性はあまりないと考えられる。

むしろ、ケース・バイ・ケースで対応するほうが、柔軟な単位互換がなされ、学生の 利益となるように思われる。

国内の大学との単位互換についても、積極的に条件を整えるよう努力すべきであろう。 なお、多摩ネットワークに加入している大学間において、特定の科目について単位認 定する制度を、2005年度から試行する予定である。当制度を積極的に利用し、より充実 したものにしていくことが重要であろう。

(B群9) 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

1.「現状の説明」

短期大学または高専等を卒業または中途退学し、新たに法学部の第1年次に入学した 学生の既修得単位については、共通科目および専門科目の単位について合計 60 単位を 超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

また、第3年次に転学または編入学する学生の既修得単位については、法学部では一括して62単位を認定している。

単位認定方法は、修得した単位の科目の授業時間数、授業の内容等を総合的に勘案して、本学部と対応する科目と照らし合わせて、認定を相当であると判断する単位について認めている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

既修得単位の認定方法については、おおむね妥当と考えられる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

近時、高校の授業の一環として、本学の授業を聴講するケースが見受けられるようになった。このような場合に、高校卒業後、本学に入学した学生が聴講科目の単位を認定できる制度を導入できるかどうか、検討する余地があるように思われる。

(B群 10) 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

1.「現状の説明」

本学においては、国内の他大学との単位交換の制度は存在しない。一方で、国内の他大学または短期大学、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位数は、編入学・転入学等の場合を除き、合わせて 60 単位を超えないものと規定している(学則 11 条)。

本学部の卒業所要総単位数は124単位であるから、本規定によれば、本学の学生が他

大学で修得した単位を卒業所要単位として認定できる割合は、最高 48%である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

他大学で修得した単位を卒業所要単位として認定できる割合は、最高 48%であるから、かなり柔軟な対応ができる点は、評価できよう。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

認定割合が最高 48%と柔軟な対応が可能であるが、この柔軟性が十分に発揮できるよう積極的に運用していくべきであろう。

(開設授業科目における専・兼比率等)

評価目標

適切な専・兼比率を実現する。

具体的方法

適切な専・兼比率を適宜見直す。

(B群 11) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

1. 「現状の説明」

法学部の教員組織は、専任教員は22名である。開設授業科目は、憲法、民法、刑法など基礎的授業科目、アジア法、EU法、コモン・ローなど外国法科目、さらに「法学基礎演習」、「政治学基礎演習」、「演習」等を含めると263科目である。このうち専任教員が担当する授業科目は180科目であり、授業時間担当率は、68.5%である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

専任教員が担当する授業科目および専任教員が担当する割合は、適切なものであると 考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

専任教員が担当する授業科目の内容については、法学部が育成しようとする学生像との関係で、さらに検討を加える必要があろう。また専任教員が担当する授業の割合は、 適切であると考えるが、しかし将来的にはその割合を検討する努力は今後も継続してい くべきである。

(B群 12) 兼任教員等の教育課程の関与の状況

1.「現状の説明」

法学部には法学部専任教員のほかに、法科大学院専任教員および他学部専任教員(兼担)、兼任教員(他校専任、本学のみの非常勤)がいる。

法科大学院および他学部専任教員(兼坦)は15名であり、兼任教員は14名である。 開講科目263科目中、兼担教員は43科目を担当し、授業時間担当率は15%である。 兼任教員は40科目を担当し、授業時間担当率は16.5%である。ここで科目担当と授 業時間担当との間に不整合が生じているのは、半期2単位科目と半期4単位科目をそれ ぞれ1科目としたからである。実質的割合は授業時間から算出されている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学教育には、教育効果からいって、実務法学の開設・維持が必要であり、法学部としてもこれを重視している。しかし現在開設されている実務法学では、必ずしも十分でなく、今後充実の方向で検討する必要がある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

兼担教員および兼任教員が担当する授業科目の内容については、法学部が育成しようとしている学生像との関係で、さらに検討を加える必要があろう。また兼担教員および 兼任専任が担当する授業の割合は、適切であると考えるが、しかし将来的にはその割合 を検討する努力は今後も継続していくべきである。

(生涯学習への対応)

評価目標

生涯学習への貢献を継続的・安定的に行える環境を整備する。

具体的方法

- ①創価大学夏季大学講座
- ②創価大学通信教育部
- ③「八王子学園都市いちょう塾」への参加
- に、継続して取り組む。

(B群 13) 生涯学習への対応とそのための処置の適切性、妥当性

1. 「現状の説明」

①創価大学夏季大学講座

創価大学は継続的に毎年、市民に向けて夏季公開講座を行い、幅広い教養を身に付ける機会を提供している。2004年度は第32回目に当たり3日間(8月27、28、29日)にわたる合計30講座の内、法学部関係教員担当講座は次のような5テーマで行われた。

- 1)「暮らしの中の個人情報とプライヴァシー」、2)「ジャンヌ・ダルク・・・・女性の力が歴史を変える・・・・」、3)「定年後の夫と妻の生きがい論」、4)「生活に役立つ保険の知恵」、5)「転ばぬ先の法律の知恵(パート2)」。
- ②創価大学通信教育部への支援

創価大学通信教育部にも法律学・政治学の専門教員は存在するが法学部からの支援 参加が大々的に行われている。通信教育部には法学部、経済学部、教育学部があり、 在籍総数は2万1千人に及び、年齢層は18歳から80歳にわたり、生涯学習の重要な 機関となっている。教育活動は大別して次の4部門からなっている。すなわち、1) テキストの執筆、2) スクーリングでの講義、3) テストの採点、4) レポートの添削、である。

③「八王子学園都市大学いちょう塾」への参加

多摩地区 21 大学によって構成される「八王子学園都市大学いちょう塾」は地域住民に対する生涯学習への支援活動として 2004 年から開設された。2005 年度は、前期・後期の 2 期制で開講され、前期は 79 講座が予定され、法学部からも参加が予定されている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

①の創価大学による公開講座は、今や長い伝統的なものとなっており、市民からの評価も高く、今後も継続されるべきである。②の創価大学通信教育部への支援体制は多大なものになっており、高く評価される。生涯教育に大いなる貢献をしているといってよい。

しかし、今後の法学部教育に支障を来たさないように留意する必要がある。③の「八 王子学園都市大学いちょう塾」への参加は大学の地域住民への社会的使命として高く評価されよう。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

上記①、②、③のいずれも時代的要請は高まるばかりである、と思われるので生涯教育の重要性に積極的に貢献できるよう、諸般の状況を検討しながら、継続的に貢献していく必要があろう。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

評価目標

教育内容を学生がどのように受けとめ、理解しているかを的確に把握することを目標とする。多方面からの測定の実施と継続的な改善に努め、効果的に進めていくことを目指すが、その際に、「科目ごとに教育効果を測定する」、「教員側、学生側の両面から測定する」、「測定結果を着実に次の教育に生かす」、「測定方法を常に検証する」という諸点にウエイトを置く。

具体的方法

各種試験やレポートの実施という教員側からの測定方法と、授業アンケートや意見の聴取という学生側からの測定方法を有効に利用し、相互に意思の疎通を図る。具体的には、「出席や授業内の発言等に依拠した平常点」、「定期試験、小テスト、レポート」、「授業アンケート」、「教員と学生の対話(学部協議会の開催)」、「学生が身に付けたことを発表する場の設定(弁論大会、模擬裁判、学生論集)」、「学外における様々な社会活動」等によって測定する。

(B群 14) 教育上の効果を測定するための方法の適切性

1. 「現状の説明」

教育効果を測定する方法としては、講義科目についてはセメスターごとに実施される 中間試験と期末試験とがあげられる。少人数の講義科目ないし演習科目については、授 業中の発表やレポートの作成、小論文の執筆を課すことにより教育効果が測定される。

また、全学的に実施される授業アンケート調査は教育効果を判断する有効な方法と位置づけており、各教員はこれに積極的に協力している。アンケート結果の集計後、各教員に配付される個別分析表や自由記述をもとに、各教員は教育効果を測定している。

さらに、オフィス・アワーや毎月の学部協議会など、授業外で学生と対話する機会を 利用して、教育効果を測定することを心掛けている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

中間試験、期末試験ともにこれまで厳正に実施されてきており、教員は教育効果を的確に把握しているものと思われ、レポートや小論文を課している授業と合わせ、教育効果の測定方法はおおむね適切なものと思われる。

また、測定方法が適正であるかを継続的に検討すると同時に、他の学部や他の大学の 方法を参考にするなどして、組織的に教育効果を測定するための適切な方法を検討する 必要があると思われる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

講義科目においても、すでに実施している科目があるが、中間試験や期末試験のほか に日常的に小テストを実施することは検討に値する。

また、少人数授業の場合には、口頭試問方式の試験方法を採用することも可能であろう。

一方、課題レポート、小論文については課題の頻度を増やすことが考えられる。

さらに、授業アンケートの質問項目については、今後、検討することが望ましい。

法学部として、教育上の効果を測定する適切な方法を検討し、組織的に取り組むこと が必要である。

そのために、たとえば、講義科目と演習科目について、それぞれ別個の統一的な適切な測定方法を作り上げ、その実施をうながすなどの方策が考えられる。

また、学生による授業アンケートを学部として組織的に分析し活用していく努力をしていくべきである。

さらに、科目ごとに担当教員が独自にアンケート調査をすることも考えられる。

(B群 15) 教育効果や目標達成及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

1. 「現状の説明」

必修科目である「法学基礎演習」に関しては、定期的に担当者会議を開き、当該年度 の反省点を踏まえて、次年度に向けての教材選定及び運営方法について検討することに より、教員間の意思の疎通が図られている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

「法学基礎演習」以外の科目の教育効果や目標達成及びそれらの測定方法については、通常、学部教務委員会あるいは教授会の場で意思の疎通が図られているものの、「法学基礎演習」のように教科ごとに目標設定、測定方法について合意を形成する場は設定されていない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

法学部では、専門分野ごとに部会が設置されているので、各部会において当該部会の 関連科目の教育効果、目標達成、測定方法について検討していくことが望まれる。

また、「法学基礎演習」以外の科目についても、教員相互の意見交換をする場をもうけることも検討すべきである。

(B群 16) 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組み

1. 「現状の説明」

法学部の学生教育に関する事項は、全般的に学部教務委員会で検討されている。

また、教授会で各教員間の意見交換が行われることにより、学部全体の学生教育とその効果について定期的に協議、検討されている。

また、授業アンケートの実施率も年々高くなっており、アンケート結果の有効利用も 教員ごとに行われている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

前述のように、教育効果の測定方法には、中間試験、期末試験という方法が採用されており、また、学部教務委員会、教授会において学部全体の教育効果について定期的に協議している点は評価できる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

学部教務委員会と学部教育検討委員会が連携して、教育効果を測定するシステム全体 のあり方を検討することが望まれる。

(B群 17) 卒業生の進路状況

1. 「現状の説明」

法学部は企業、国家公務員、地方公務員、法曹、教員など社会の各方面に多彩な人材を多く輩出してきた。とくに、司法試験については開学以来毎年合格者を出しており、その数は現在117名を数えるにいたっている。

また、新設された本学の法科大学院にも多数の学生を送り出している。

昨年度(2003年度)の法学部卒業生の進路状況は、「建設 4.8%、製造 8.8%、運輸・通信業 4.3%、卸売・小売 20.6%、金融 8.5%、不動産 3.9%、サービス 29.4%、公務員 4.0%、教員 0.2%、進学者 15.5%」(「創価大学キャンパスガイド 2005」より)とな

っている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

本学卒業生の進路については、本学のキャリア・センターが把握している。

法学部の卒業生については、各ゼミ担当教員がゼミ生の進路についてつかんでいるものの、法学部独自で卒業生の進路状況を把握する制度はない。しかし、卒業生が情報提供等のために来学するケースが多く見られる。

また、就職内定者が卒業するまでの間、キャリア・センターや教務課と連携して、後 輩の就職指導や様々なアドバイスを行っている。

各ゼミには、進路委員が選ばれており、本学のキャリア・センターから発信される情報をゼミの学生に伝えている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

キャリア・センターと連携をとりながら、就職を希望する学生のおかれた状況を的確に把握し、より綿密な進路指導を行っていく。キャリア・センターの職員が各ゼミに出席して行われている進路指導会をさらに充実させる。

(厳格な成績評価の仕組み)

評価目標

本学部では、講義の質を高め、適正かつ厳格な成績評価を図るために次の項目を目標とする。

- ①講義の予習・復習のための自宅学修時間が充分に確保できる履修制度の検討
- ②成績評価基準の適正、遵守が客観的に判断できる制度の検討
- ③講義の質を向上させる方途の検討

具体的方法

- ①については、充分な予習・復習のもとで講義に臨めるように適切な履修制限を設けることを検討する。
- 一方、履修制限による自由時間の拡大が、学習意欲の低下に繋がらぬように、成績優秀者制度や履修制限の一部解除の併用、早期卒業制度等、学習意欲の向上が図れる制度を検討する。
- ②については、成績評価基準の厳格性が全教員に遵守されるように、一定割合以上、 講義に出席した学生のみを対象とする相対評価制度を採用する。とともに、相対評価制 度の最も適切な運用を検討する。
- ③については、講義の改善のための資料となるアンケート結果が、意欲的に取り組んだ学生達からの評価でなければならないため、講義の予習・復習に取り組みやすいよう 具体的な指示に努めたり、頻繁に学生の理解度を確認する作業を導入するなど、学生達が予習・復習に意欲的に取り組めるような「講義システム」の構築を検討する。

(A群6) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

1. 「現状の説明」

法学部の学生が、各学期(セメスター)に履修登録することができる科目の総合計単位数は20単位である。履修制限を受ける科目については、20単位を超えて登録することはできない。成績優秀者と認定された場合、各学期(セメスター)では、履修上限単位数の20単位に、4単位が追加されて、24単位の登録が可能なシステムを採っている。

ただし、成績優秀者の認定を受けるには、各学期(セメスター)での総修得単位数は、 16 単位以上でなければならない。

上記のような履修上限を設けた趣旨は、学生の予習時間ならびに復習時間を大幅に増加させることを目的とする。

そこで、予習・復習時間の増加が、学生達において有効に活用されているか否かを追 跡調査するために、全法学部生を対象に実施される授業アンケートの項目に予習・復習 時間を組み込むこととした。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

学生達が自主的な予習・復習を行った上で授業に取り組むために履修制限を設定した ことは評価されるが、アンケート結果からは、必ずしも履修制限によって生じた時間が 予習・復習に割り当てられた効果は高いとはいえない。

また、講義内容の一環としてレポートを課すように努めているが、その頻度が科目相 互間に隔たりがあるため、効果のあらわれ方に差異が生じている。

ところで、本学では、できるかぎり様々な分野の読書を奨励しており、またクラブ活動や課外での社会活動にも積極的に取り組むよう奨励している。

そこで、このような現状を考慮した上で、講義の準備への時間をいかに充分に確保させるかの方策を講じることが、早急に求められる課題である。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

学生の復習効果をより高めるために、教員相互間の充分な検討会が開催されることを前提として、第1に出欠票に代えて確認テストの実施頻度を増やすこと、第2に一定の期間ごとにレポート課題を課することなどが、改善策として考えられる。

また、アンケート調査結果を分析し、障害となる原因の除去や、予習・復習への取り 組みについての徹底的指導を継続しく必要がある。

(A群7) 成績評価法、成績評価基準の適切性

1. 「現状の説明」

法学部では、授業に3分の2以上出席していなければ、定期試験の受験資格がないものとしている。確認テスト・レポートを課す場合は、それらを加味しながら、原則として2回の定期試験をもって評価している。

科目によっては、レポートを以って定期試験に代える場合もある。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

出欠席の確認は、毎授業時にTAの補助の下、出席カードを配布し厳格に実施している。出席回数が3分の2に達しない学生には、定期試験実施前に受験資格がない旨を通告している。

このような定期試験受験資格としての出席基準は、厳格に遵守されている。

また、成績結果に対して疑問のある学生には、質問期間を設けて直接教員から説明される制度があり、評価基準の厳格化に努めている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

前記「(1) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性 将来の改善・改革に向けた方策」で述べたように、将来的に確認テストの実施頻度、レポート回数の増加が考えられるので、確認テストならびにレポート(ただし、定期試験に代わるレポートを除く)の評価については、TAの補助が充分に行えるような改善策を図っていく必要がある。

(B群 18) 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

1. 「現状の説明」

各科目、100 点をもって満点とし、受講者の5パーセントを目安に90~100点(A〇)

と採点し、受講者の20パーセントを目安に80点から89点(A)と採点することが、 教員間で申し合わされている。

但し、演習については、大学教育の根幹である個別指導の場である点や、他の講義科目に比較して、卒論等の課題に熱心に取り組まなければ単位修得が難しい点などを考慮して、受講者の 20 パーセントを目安に $90\sim100$ 点 $(A\bigcirc)$ と採点することを可能とすることが、教員間で申し合わされている。

また、受講生が20名以下の少人数科目については、研究意欲の高い学生が集まる傾向があり、相対評価の適正が問題となるために、担当教員の責任において上記割合の若干の修正を許すことが、教員間で申し合わされている。

なお、前記「(1)履修科目登録の上限設定とその運用の適切性 現状の説明」で述べた 成績優秀者は、「修得単位数とGPAの数値」によってきめられ、法学部の学生は、修得 単位数が 16 単位以上かつGPAの数値が「3.4」以上の者としている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

上記の基準は全教員によって遵守され、全教員の成績評価状況を学部長が掌握できる システムが取り入れられている点が評価される。

また、厳格な成績評価基準として採用されたGPA制度も適切なものと考える。

但し、GPAのための相対評価制度が適正であるには、履修者が相当数いることが前提となるため、一部の例外を設けたことは、より適切な対応であると考えられる。

さらに、成績優秀者の判断や履修制限の一部解除等の基準がGPAの数値に結びつい

ていることが、学習意欲を高め、精力的に講義に取り組む効果を与えている。

しかしながら、学生の側のGPAの数値の偏重は、必ずしも興味ある研究領域の科目を選択しなかったり、卒業後の将来像と結びつかない安易な科目選択を行うといった結果にも結びつきやすい。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

成績評価基準については、現状のままが適切であると考える。

GPAの数値偏重の弊害に関しては、学生各人が大学教育をどのように活用すべきであるかを検討するための情報を数多く発信して、弊害の除去に努める。

(B群 19) 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

1. 「現状の説明」

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するために、前記「(1) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性現状の説明」で述べたように、履修制限を設けて履修科目の予習・復習の奨励し、アンケートによって、その効果を迅速に検証している。

また、講義に関しては、全専任教員がオフィスアワーを設けて、講義内容について質 疑応答の時間を確保し、中には電子メールによる指導を常時受け付けている教員もおり、 学生の質の向上を図っている。

各年次において、クラス担任やゼミ担当教員による個別的、直接的な指導が行われ、 特に演習に関しては、相当数の教員が、卒業時の課題を課して質の向上に努めている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途は、現状において妥当と考えられる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

GPAの数値が一定以上に達していない、あるいはそのおそれのある学生については、 できる限り早い段階で警告を発し、学修不良の原因を除去する学修指導を徹底する。

(履修指導)

評価目標

適切な履修指導の充実を図る。

具体的方法

- ①オフィスアワー制度の周知、徹底を図る。
- ②学習支援のためにTA、SAを積極的に活用する。
- ③2004 年度に学習支援のために開設した「法学部生のための学習相談室」の積極的利用 を学生に促す。
- ④法学基礎演習担当者による「学習アドバイザー」制度を充実させる。
- ⑤履修ガイドラインの改定を行う。

(A群8) 学生に対する履修指導の適切性

1. 「現状の説明」

法学部では、学生に対する履修指導として、セメスター開始時に学部ガイダンスを行っているほか、クラス担任によるオリエンテーション、全教員によるオフィスアワーや 法学部のホームページなどを通して具体的な指導を行っている。

また、大学のホームページに履修要項、シラバスを掲載しているほか、紙ベースおよびCD版の履修要項、シラバスを配付して履修の便宜を図っている。

さらにまた、1年次に、必修科目として、一クラス20名弱の「法学基礎演習」を置いているが、この担当教員も必要に応じて具体的な指導を行っている。

3年次の専門ゼミ(必修)の登録は、2年次の後期に行うが、学生がゼミを選択するに あたって必要かつ有益な情報を提供するために教員一人当り2、3回の個別ガイダンス も実施している。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部では、学生の進路指導のために、「法学部科目履修ガイドライン」を作成して、「法律関係職」、「行政関係職」、「企業関係職」、「政治・国際関係職」に分け、履修指導を行っている。これは、学生にとって、自分の進路に必要な科目の履修方法がわかり、よい教育効果を発揮している。

しかしながら、ガイドラインが、多様な知的関心に応じて科目を体系的に学修する上で必ずしも参考になるものとなっていない。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

科目の履修は、学生の将来の進路と密接な関係がある。現状では、学生自身が将来の 進路を決めていないままに、卒業必要単位数を履修している学生が多い。

このような学生のために、将来の進路指導のための相談機能を充実させていく必要が ある。

また、学生の知的関心に応じて科目を体系的に学修する上で指針となるようにガイドラインの見直しが必要である。

(B群20) オフィスアワーの制度化の状況

1. 「現状の説明」

法学部では、学生の教育上の便宜を図るために、「オフィスアワー制度」を設けている。

これには、専任教員全員が当たっている。

オフィスアワーは、各教員の間で、平均週1回行われている。

オフィスアワーにおける学生の相談内容は、進路、留学、勉強方法、クラブと勉強の 両立、資格取得、一身上の相談、アルバイト先の問題等である。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

オフィスアワーの実施は、教員の間で定着しているが、相談に訪れる学生の数が少ない。

なお、オフィスアワー制度を知らない学生も1、2年次生にはいるので、この制度の 浸透のため、大学のホームページへの掲載、法学部掲示板での掲示のほか、2004年度か ら法学部ホームページに掲載し、併せて1、2年次生の学部ガイダンス、クラスオリエ ンテーションの折りに伝えることとした。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

オフィスアワーでは、相談時間は、限られているため適切な助言、指導に困ることがある。

相談に長時間を要するような場合は、事前に相談内容を連絡してもらうとか担当教員が日時を指定する方法も検討する。

(B群21) 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

1. 「現状の説明」

留年者に対しては、専門演習(ゼミ)担当教員が適宜、指導を行っている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

ゼミ担当教員による留年者に対する学修指導は、一定の成果を上げていると評価できる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

上記の指導をさらに充実させるとともに、留年者を減少させるため、成績不良者に対して、学習意欲を高める機会を増やすことが必要である。

そのために、学生部委員、ゼミ担当教員による留年者に対する指導の機会を随時、持つことが望ましい。

(C群16) 学習支援(アカディミック・ガイダンス) を恒常的に行うアドバイザー制度の 導入状況

1. 「現状の説明」

法学部では、学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度として、大学院学生によるティーチング・アシスタント (TA) 制度、学部学生によるスチューデント・アシスタント (SA) 制度を導入している。

さらに大学には、「教育・学習活動支援センター」も設けられている。

さらに、2004年度からは、大学院生および学部の4年次生による「法学部生のための学習相談室」を開設し、レポートの書き方や勉強の仕方など法律学や政治学の学修に関すること全般について相談を受け付けることにした。

さらに、2005年度から「法学基礎演習」を担当する全教員を「学習アドバイザー」と

し、基礎演習履修者の学修上の相談に乗ることにした。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

学生のために学習支援を行うアドバイザー制度は、これまで必ずしも十分に機能していない面があった。

そこで上記のように「法学部生のための学習相談室」を開設したほか、「法学基礎演習」担当者による「学習アドバイザー」制を実施することにした。

今後、この制度について学生に周知徹底することが必要である。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

学習支援(アカディミック・ガイダンス)を恒常的に行うアドバイザー制度を、将来 さらに充実し、いかに機能化していくかは、教員サイドのみで決めていくべきではない。 主体者は、なによりも学生であるから、学生と十分な協議を重ね合いながら決めてい く必要がある。

そこで、学生自治会との月例の学部協議会の場で意見交換し、制度改善を図っていく。

(教育改善への組織的取り組み)

評価目標

学生が主体的、能動的に学修できるような環境づくりと教員の教育方法のさらなる改善に努める。

具体的方法

- ①法学部FD委員会において授業アンケートの分析、検討を行い、特に学生の授業時間の増加を図る。
- ②学生自治会との学部協議会を活用して学生の授業改善に関する要望を聞き、その実現を図る。
- ③「教育・学習活動支援センター」の活動に積極的に参加する。

(A群9) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその 有効性

1. 「現状の説明」

法学部の専門科目の授業が行われる本部棟には、模擬法廷教室やパソコン教室が設けられる一方で、全教室にはマルチメディア対応のモニターが設置されている。1999年度よりこれらの設備を有効に利用した学生参加型の授業を積極的に行っている。

たとえば、必修科目である「法学概論」の授業においては学生参加による模擬裁判を 実施し、「法学部生のためのコンピューター・リテラシー」の授業においては法学部での 学修で必要なコンピューターの技術指導を行ってきた。

特に 1999 年度から必修科目として取り入れられた「法学基礎演習」は 20 名弱の新入 生を一人の教員が担当し、法学教育を受けるための基礎的知識(文献や資料の集め方、 ノートの取り方、図書館の利用の仕方、レポートの書き方など)を習得させることを目 的として設定されている。

また、「法学基礎演習」の参加者は少人数であるがゆえに、学生相互の意見交換、教員と学生との懇談ができる場となっている。その点で新入生の導入教育として適切な方法であると評価されており、学生の大学への主体的参加意識を形成している。

さらに、従来から開講されている講義科目についても、パワーポイント等のマルチメディアを利用する授業が試みられるなど、従来の教育指導方法を改善しようとする動きが見られる。

このように徐々にではあるが、学生の学修の活性化および教員の教育指導方法の改善 の流れが出来つつある。

また、上記の教員の教育指導方法の改善と併せて学生の学修を活性化するための方法が既にいくつか採られている。

具体的には、各教員によるオフィスアワーの設定と本年度(2004年度)より発足した「法学部生のための学習相談室」を通して、学生に対するきめの細かい学習指導を行っている。また、来年度よりは「法学基礎演習」を担当する教員による「アカデミック・アドバイザー」制も発足する。「アカデミック・アドバイザー」は学修の方法等について、学生の相談を受け、また指導するものである。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

前述したように学生参加および学生の主体的な学修への取り組みという観点から、カリキュラム編成および教育指導方法に関しては改善がなされてきた。とくに 20 名弱の学生の参加による演習形式の「法学基礎演習」は、本学における先行事例として学内において高く評価されている。

講義科目に関しては現状では各教員によって様々な工夫がなされているが、その取り 組みはあくまでも個人的な努力にとどまっている。芽生えてきた教育改善の流れを今後 どのような形で具体化していくかが課題となっている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

本学においては「教育・学習活動支援センター」が定期的に授業見学会や教育サロン等を開催し、各教員の教育指導方法の改善のための有益な材料を提供している。

これを踏まえ、今後、法学部のFD委員会で具体的取り組みを検討していくことが必要である。

(A群 10) シラバスの作成と活用状況

1. 「現状の説明」

シラバスに関しては、各教員が作成した講義等の内容を毎年4月に学生に配布をしている。シラバスは電子情報としてキャンパスイオスに掲載し、かつ紙資料としても用意しており、学生の便宜をはかっている。

全学共通のシラバスの記載内容としては、①授業のテーマ、②授業の進め方、③到達 目標、④評価・試験方法、⑤教科書・参考書、⑥履修上のアドバイスとなっている。

特に本年度からは授業の進め方に関してほぼ毎回の授業の内容を具体的に提示するなどの努力がなされており、シラバスは充実している。

学部としては学生に対して特にキャンパスイオスを通してのシラバスの有効な活用を 呼びかけている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

詳細なシラバスの作成によって学生が授業の内容をかなり詳しく知ることができるようになっており、科目登録に際しての受講科目の選択において大いに役立っている。

とくににキャンパスイオスは、学生が教員別、項目別に選択するに際して有効な手段 となっている。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

ただ、現状ではシラバスの活用は未だ十分とはいえない面もある。特に一年生に関しては各授業の内容、各教員の考え方についての情報が不十分であり、新入生ガイダンス、研修会等を通して教員の側からキャンパスイオスの積極的活用を呼びかけていく必要がある。

(A群 11) 学生による授業評価の活用状況

1. 「現状の説明」

学生による授業評価の具体的方法として、全学的に授業アンケートが毎セメスター終 了時に全科目で実施されている。

アンケートの主な質問項目は、学生自身が自らの授業への出席状況や姿勢を自己評価する部分と、学生の担当教員に対する授業の内容、授業方法、熱意、総合評価の部分に分かれている。

アンケートは、マークシート方式によって回答する形式をとっており、アンケート回収後は、コンピューターによって集計処理され、全体の平均値および個々の教員の担当科目の個別値が各教員にデータとして渡されている。

また、アンケートにおいては、学生はマークシート方式とは別に、文章によって教室 の設備状況、授業に対する希望等を自由に述べることが認められている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

アンケート調査は学生による授業評価の方法として定着しており、また、各教員にとっては自らの授業内容や方法の適切性を客観的に把握することが出来る点で授業改善に役立っている。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

アンケートでは、学生の一方的な評価、意見に終わっているので教員の中には授業に おいてアンケートでの学生の意見に答える形で説明を行っている例もあるが、この点に 関して学部としても推進していくことが考えられる。

今後は、このような個別的な対応とともに学部として、学生による授業評価を活用するために、直接、学生の要望、意見を聞く機会を設け、その上で教員の意見、説明を交えて授業内容の改善に役立てることも必要である。

この点に関して、既に学部では学部協議会を設定し、学生と教員との意見交換を行っており、ここで出された意見をできるかぎり教授会等で説明し、カリキュラム等に反映させる努力をしている。

(B群 22) FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

1. 「現状の説明」

本学では、2000年に「教育・学習活動支援センター」を開設し、FD活動に全力をあげて取り組んでいる。教員の教育技術の向上と学生の学習活動の支援のために、具体的活動として、教員に対する授業改善の支援のための講習会や研究授業の企画・実施、学外諸団体の研修会の案内、教授法関連の図書やビデオ、資料の閲覧サービス、教育実践上についての教育サロンなどを開設している。また、学生自身の学習技能や学習意欲の向上のためにアカデミック・スキルセミナーや個別相談など学生への学習支援サービスも行っている。

法学部としても、FD活動に意欲的に取り組んでおり、「教育・学習活動支援センター」の主催する研究授業、講演会、研修会への参加を積極的に推進しており、参加者も増えている。

また、年に1回全学的に開催される非常勤講師懇談会の際に、法学部としても、兼任 教員に対して学部としての教育方針等を確認するとともに、率直な意見交換を行い、授 業改善を図っている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

大学全体でのFDの重要性に対する認識はかなり浸透している。上記のセンターが開催する諸活動に参加する教員の数も漸次、増えつつあり、教育の指導方法の改善につながっている。

ただ、これらの参加は各教員の自発的意思に委ねられており、教員間においてFDに 対する認識の差があることは否めない。

今後は、学部としてFDにどのように具体的に取り組むべきか検討する必要がある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

学部としてFDに意欲的に取り組んでおり、「教育・学習活動支援センター」の主催する研究授業、講習会、研修会への参加を積極的に推進しており、参加者も増えている。 今後とも、教授会においてこれら各種の研修会、講演会等の情報の周知・徹底をはかっていく。

今後は、教授会等において、研修会への参加者の報告を通して、学部の授業への有用

性についての議論をしていく必要がある。

また、他学部、他大学の授業例に関しはモデルとなるような資料を収集し、配布する ことによって学部の授業の参考としていくことも考えられる。

また、各教員が学部の他の教員の授業に参加することによって、授業方法、資料の作成等について参考にしていくことも必要である。

この点に関しては、学部内のFD委員会が、日程、参加授業の選択の調整をはかっていくことが考えられる。

(授業形態と授業方法の関係)

評価目標

教育効果をさらに高めるために、授業形態と授業方法の関係について、改善を行う。

具体的方法

- ①学習効果を上げるために、講義科目についても学生参加型の要素を取り入れた授業を増加させる。なお、ここでいう学生参加型の授業とは、教員と学生との対話ないし討論の要素を含む双方向型の授業、および教員と学生そして学生間の対話ないし討論の要素を含む多方向型の授業から成る。
- ②本学の「教育・学習活動支援センター (CETL)」と協力して、教員の授業方法に関するスキルアップを図る。
- ③講義科目および演習科目の双方について、可能な限り多くの授業において、マルチメ ディアの活用を推進する。

(B群 23) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

1. 「現状の説明」

学部の授業形態は、講義と演習に大別される。講義科目の多くは、1人の教員が担当する方式であり、「実務法学」および「アジア法」は、複数の教員が担当するオムニバス方式の授業である。

「実務法学」は、1年前期配当の2単位科目であり、弁護士を中心とする、毎回異なる実務家講師が実務経験を語ることにより、社会において実際に働く法の実態、人間と社会の多様な現実を学ぶことをねらいとしており、オムニバス方式が妥当する科目である。

また、「アジア法」は、3年前期配当の2単位科目であり、8人の専任教員が、それぞれ中国、韓国、タイ、およびわが国の法制度とその特徴を講義するものであり、これもオムニバス方式が妥当する科目である。

講義科目の授業は、教員が口述し要点を板書し、学生に筆記させる方法が中心であるが、副教材として、レジュメ、コピー資料、OHP、VTR、プロジェクターなどを用いる教員も多くなっている。

講義といっても、従来のように教員が教壇から一方的に講義するという単方向のもの ばかりではなく、双方向型の授業を行う教員も増加している。

なお、「法学概論」のなかで行われる模擬裁判は、学生が弁護士役、検察官役、裁判官 役などのロールプレーイングを行うものであり、多方向型の学生参加型の授業となって いる。

その他にも、学生参加型の授業方法が講義科目の一部に取り込まれている。

また、ワークシートを補助的に取り入れている授業もある。

演習科目は、おおむね $10\sim20$ 名の少人数クラスで構成される。演習科目は、①導入教育としての「法学基礎演習」、②パソコンを用いた実技演習(「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」)、③専門演習(「演習 $I\sim IV$ 」、「憲法演習」、「民事法演習」、「刑事法演習」、「演習 $A\sim D$ 」)、に分かれる。演習の授業方法は、学生のレジュメ報告とそれに基づく討論が中心であり、多方向型の学生参加型の授業である。また、学外での調査なども行われる。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

演習科目では多くの授業において、多方向型の学生参加型授業が行われている。 講義科目の場合にも、双方向型ないし多方向型の授業方法が望ましいと考えられるが、

双方向型の要素を取り入れた授業についても、まだ十分多いとは言えない。

また、一般に学生は、率先して発言することを嫌がる傾向があるので、学生をどのように双方向型の授業に参加させるかという工夫が求められる。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」

とくに講義科目において、双方向型の学生参加型授業を充実させるため、個々の教員において、授業方法の改善に継続的に努めているところであるが、学部として、本学の「教育・学習活動支援センター(CETL)」で行われている、授業方法の改善に関するセミナーなどへの積極的な参加を呼びかけるなど、教員に授業方法のスキル向上の機会を提供していきたい。

学生の授業参加行動を積極的なものにするためには、講義においても演習においても、 学修する内容について、学生が一定の事前準備をした上で、授業に参加することが前提 であり、その準備を学生にさせる工夫など、講義科目についても次第に双方向型の授業 に慣れさせる工夫が必要である。

学部では、大学院生によるティーチング・アシスタント(TA)、また、学部学生によるスチューデント・アシスタント(SA)をさらに効果的に授業に組み入れ、授業を活性化させていくことを検討している。

(B群 24) マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

1. 「現状の説明」

ここで「マルチメディアを活用した教育」とは、教員の音声や印刷物上のテキスト情報だけでなく、音声、画像等の多様な情報媒体の使用、とくにインターネットの使用を組み込んだ教育と理解する。

この意味でのマルチメディアを活用した教育を導入している授業としては、「法学基礎演習」、「法学部生のためのコンピュータ・リテラシー」、「コンピュータ・リーガル・ライティング」、「コンピュータ・ポリティカル・アナリシス」がある。

いずれも、パソコン教室において、パソコンの操作実習、第一法規株式会社の「判例体系CD-ROM」による判例検索、株式会社ぎょうせいの「日本法令CD-ROM」による法令検索、インターネットを使った情報収集、エクセルの利用によるデータ分析の実習などを行っている。

また、法律関連のデータ・ベースである LEXIS-NEXIS を導入し、「外書研究」、「演習」、「EU法」、「コモン・ロー」などの授業で利用している。その他の授業でもビデオ利用、プロジェクターを使った講義が行われ、パワーポイントを利用したプレゼンテーションを積極的に行う演習もある。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部専用のパソコン教室はあるが、学生のパソコン所有率がまだ低く、一般にパソコン利用環境が十分とはいえない。

また、大教室においてプロジェクターを用いる場合には、プロジェクターの性能の関係で、教室の照明を落とさざるを得ないため学生が眠くなり、学習効果が上がらないという弊害も指摘されてきた。

とくに講義科目では、マルチメディアを活用した授業は、あまり多くない。

3.「将来の改善・改革に向けた方策」.

上記の大教室におけるプロジェクターの問題については、学部として要望を続けてきた結果として、新年度(2005年度)に向けて、性能の優れたプロジェクターに交換されることになり、解決の運びとなった。

学生のパソコン所有率を向上させる問題については、パソコン所有それ自体は学生の自由意志に任せるべきであるが、高度情報化社会の進展をふまえ、学部として、学生にパソコンの利用を推奨し、また個々の授業や課題作成においても、パソコンを用いる機会を増やす教育上の工夫をすべきである。

また、講義科目を含めて、マルチメディアを活用した授業を増加させるために、「教育・学習活動支援センター(CETL)」の実施するセミナーなどを活用して、教員の、この分野におけるスキル向上を図るべきである。

(B群 25)「遠隔授業」による授業科目を認定している大学・学部等における、そうした 制度措置の運用の適切性

1. 「現状の説明」

法学部では、「遠隔授業」による授業科目を認定していない。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部で将来、遠隔授業を行うべきかが問題である。上記の遠隔授業のうち、リアルタイム型授業は、所属学生の利便を考えると、たとえば履修している複数の授業が遠隔地校舎において行われる場合、移動を伴わずに受講を可能にするという長所がある。

しかし、本学の場合、遠隔地校舎による授業は存在しないし、また将来も行われる可能性も低いので、この点についての遠隔授業の必要性は低い。

一方、オンデマンド型の遠隔授業は、学生の予習、復習のためには有効であるので、 ある程度の必要性がある。

ただし、いつでも授業が観られるということから、実際に教室で行われるリアルタイムの授業に対する集中度が低下するところに留意する必要がある。

また、将来、他大学との間で単位互換制度を拡充していく場合、他大学所属学生への 授業提供を考えなければならないし、社会への知の発信を進めていく上で、高校生や社 会人などの学外学修者への授業提供が求められることなどを考慮すると、将来的には遠 隔授業の必要性がある。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

現在、本学全体の問題として遠隔授業システムの導入が検討されており、まず通信教育部において、本年度(2004年度)から試験的に遠隔授業システムを使った科目が数科目、開始されている。

その成果も参考にしながら、法学部では、オンデマンド型の遠隔授業を中心に、その 導入の是非を含めて検討することにしたい。

(3年卒業の特例)

評価目標

3年卒業(早期卒業)という制度とその運用を適切に行うこと。

且休的方法

この制度によって早期卒業した者の進路等を調査し、早期卒業の基準や運用のあり方を検証する。

(C群 24) 4年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用 の適切性

1. 「現状の説明」

本学では3年卒業の制度を2001年度から導入した。本制度導入の趣旨は、能力ある 学生の早期学部卒業を可能にすることにより、有為な社会人として活躍し、あるいは大 学院に進学することを促進することにある。

本学では、早期卒業の要件は、学部毎に定めるものとされており、法学部の要件は次

の通りである。

すなわち、セメスター毎の上限単位数を 20 単位とし、直前セメスターのG P Aが 3.4 以上の場合に 4 単位を追加できることとし、 4 セメスター終了時点で通算 G P Aが 3.4 以上、修得単位が 84 単位以上であることを条件として、 6 セメスター終了時点で卒業に必要な 124 単位を修得し、通算 G P Aが 3.4 以上である者に卒業を認めるというものである。

現在までに、この制度に基づいて、2003年度2名、2004年4名、合計6名の早期卒業者が出ている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

今年の3月時点で、2年度分しかこの制度に基づく卒業生を出しておらず、まだ十分な評価のできる段階ではないと思われるが、早期卒業者の進路を見てみると、6名のうち5名が法科大学院に進学し、1名が法学研究科に進学しており、これまでのところ、制度の趣旨に適う形で、早期卒業制度が活用されていると評価できるものと考えられる。ただ、制度発足当時、300名定員の1.5~2%程度、すなわち5~6名程度の者が早期卒業をするものと予測していたことから、当初の予測に比べると早期卒業者数が若干少ないと言わざるを得ない。この原因としては、学生にこの制度のメリットが十分周知されていなかったことなどが考えられる。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

早期卒業制度を利用して卒業する学生数を毎年5~6名程度に増やすために、この制度を利用して卒業した学生の進路や活躍の様子を在学生に広く紹介することなどを通して、この制度のメリットを周知していきたい。

(3) 国内外における教育研究交流

(B群 26) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

1. 「現状の説明」

教育課程の箇所で述べたように、法学部は、育成すべき人材像の一つとして「グローバルな発想と視野をもって『平和』に寄与しうる、国際性豊かな人材の育成」を掲げている。この目標を実現するために、本学部は、教育、研究の両面における国際交流を可能な限り推進することを基本方針としている。この基本方針に基づき、本学部の学生に対して全学的に行われている、海外交流大学との交換・推薦留学制度やアメリカ創価大学での短期留学・語学研修制度、海外交流大学での短期語学研修制度を積極的に利用するよう推奨しており、実際に多くの学生がこれを活用している。

外国人学生の本学部への入学希望者についても、積極的に受け入れる方針である。<u>別</u>科推薦入試、学部外国人留学生・帰国学生入試を経て受け入れているが、法律学という学問の性格もあり、入学者の数はあまり多くはない。

研究面では、学部教員の在外研究について学部として奨励しており、実際に多くの教

員が在外研究の機会を積極的に利用している。また、本学部での在外研究を希望する外国人教員も積極的に受け入れる方針であり、アジア出身の教員については、アジア法の授業の担当をお願いしている。

2. 「点検・評価 長所と問題点」

法学部の学生が本学の留学制度、語学研修制度を積極的に利用していることは評価できる。本学部の教員の在外研究については、学部内の取り決めで短期のみとし、長期は認めないこととしている。そのため1年間の在外研究を希望する者は、サバティカルと連動させるしかないという問題がある。

3. 将来の改善・改革に向けた方策

在外研究の在り方については、長期・短期についての取り決めの見直しを含めて随時 検討を行う。

(B群 27) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

1.「現状の説明」

研究面においては、まず 2000 年 11 月から 2002 年 3 月にかけて、韓国の崇実大学・東国大学・亜細亜太平洋公法学会と本学の法学部・比較文化研究所・アジア研究所が共同して、4回にわたって日韓法学研究集会を開催したことがあげられる。この研究成果を集大成したものとして 2004 年に『現代の韓国法』有信堂、を出版した。また、1997年から 2 年間、本学部の教員を中心として、フィリピン法のプロジェクト研究が、本学アジア研究所の予算で行われ、1999年に本学部の教員が執筆した『現代フィリピン法の諸相』とフィリピン人研究者が執筆した『PRESENT SITUATION IN THE PHILIPPINE LAW』を公刊した。さらに、法学部が交換教員として受け入れる大学教員、研究者との研究会も開催しており、これらの成果は、『創価法学』に掲載されている。これら以外にも、海外の学者の来日に合わせて、講演会を随時開催している。

教育面では、2003 年度より、演習「21 世紀における国際人権法と国連」において、 外国人教員(ワールド・ランゲージ・センター所属教員)と法学部の専任教員とが共同 して授業を行っている。

学生間の国際交流としては、1999年に香港にて香港中文大学と共同で学生研究集会を開催し(詳細は、『創価法学』29巻1・2合併号)、2002年には中国にて北京大学と共同で学生国際シンポジウムを開催した(詳細は、『創価法学』32巻1・2合併号)。

2.「点検・評価 長所と問題点」

平和と人権は本学部の基本的理念でもあり、教員と学生の間には、国際交流が不可欠であるとの共通認識が存在している。そのため、限られた予算であるにもかかわらず、教員・学生の熱意によって活発な国際交流が推進されていることは評価できる。ただ、学部付設の研究所のようなものが存在しないために、主に財政的な制約により、長期的な国際交流の推進が必ずしも満足に行われているとは言いがたい。

3. 「将来の改善・改革に向けた方策」

創価大学は、世界の多くの国の大学と教育学術交流を有している。このネットワークを基盤として、法学についての教育研究交流が活発に行われるならば、日本有数の国際的な法学部に発展する可能性を有している。そのためには、将来的には法学部に研究所を付設するなどして、財政的・人的な基盤を確立することが望まれるが、当面は、法学研究科に付置された東アジア法資料センターの活用を検討することが必要である。